

給水装置はあなたの財産です

□□□給水装置の管理は所有者が行います□□□

- ◆ 道路に埋めてある水道管（配水管）から分かれて、各家庭に引き込まれている水道管（給水管）とこれに直結する蛇口・水止め栓・給湯器などの給水用具をまとめて『給水装置』と呼んでいます。
- ◆ 給水装置は建物の所有者が設置したもので、所有者の財産です（水道メーターは除きます）。したがって維持管理は所有者が行い、それにかかる費用は、所有者が負担することになります。
- ◆ ただし当市では、配水管から分かれた部分から水道メーターまでは、水道事業体（東松山市）が管理し、費用を負担します。

給水装置の工事依頼は東松山市の指定給水工事事業者へ

□□□必ず東松山市の指定を受けた給水装置工事事業者に依頼をしてください□□□

- ◆ 給水装置の工事については、給水装置の構造・材質が政令に定められた基準に適合したものでなければなりません。この基準に適合した給水装置の工事ができると認められ、東松山市の指定を受けた給水装置工事事業者がお客様のご依頼を受けて、給水装置の工事を行うことができます。
- ◆ 東松山市の指定給水装置工事事業者については、水道課のホームページでも確認できますのでご覧ください。
- ◆ また、不審と思われる業者等が訪問した場合は、水道課までご連絡ください。

**水道水で
手洗い・うがいを！**



風邪・インフルエンザ・感染性胃腸炎
の予防のために

水道水で手洗い・うがいをしましょう。

空気が乾燥した寒い時期は、体調を崩しやすく、
風邪やインフルエンザ・感染性胃腸炎にかかり
やすい時期です。これらの予防のためには

①手洗い ②うがい ③規則正しい食事・休息
が大切です。

水道水は塩素消毒を行っているため安全です。厚生労働省によれば、
一般にインフルエンザウイルスに対して、塩素消毒が有効であると
されています。

水道水での手洗い・うがいをこまめに行い、風邪等を予防しましょう

編集・発行

東松山市 建設部 水道課
〒355-0076 東松山市大字下唐子814番地 TEL 0493-22-1123
ホームページ <http://www.hmywater.jp> FAX 0493-22-4389